

## 第7次大口町総合計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

全国的には、人口減少と超高齢社会の時代が始まり、高齢者福祉や年金制度等、想定されていた様々な社会的課題が現実となってきました。

大口町においては、今しばらく人口減少には至らないものの、総人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、超高齢社会と少子化に関する対応は、喫緊の課題となっています。

そのような状況の中私達には、先人の知恵と勇気ある決断によってもたらされた豊かな環境によって、これまでの振り返りと未来に向けて新たな一手を検討し取り組むなど、試行錯誤できる時間が与えられています。

第6次総合計画は、これからの時代に住民と行政がともに責任も持って行動するため、共通認識となるまちづくりの理念と、すべての政策・施策の羅針盤となる基本方針を示しました。

第7次総合計画は、この理念を継承し、さらに次の時代に対応できるより具体的な計画とするため、大口町まちづくり基本条例において、総合計画は町の最上位計画であり、基本構想と基本計画からなることを明確に位置づけました。

そして私達には、先人の知恵と勇気に習い、次の時代を担う孫子のために、この大口町をより良い形で引き継ぐ責務があるのです。

## 2 計画の構成と期間

## (1) 基本構想

これからの町のまちづくりの将来像を明らかにするとともに、これらを実現するための施策の大綱を示すものです。

平成37年度を目標とします。

## (2) 基本計画

基本構想で設定された町の将来像を実現するために必要な施策の体系と施策の概要を示すものです。

平成37年度を目標とします。ただし、経済環境、社会情勢の変化により適宜見直しします。

## (3) 経営計画（≒実施計画）

これまでどおり行政経営計画書において、3年毎の事業の検証・検討を実施し、社会情勢の変化や住民ニーズの変化に対応できるよう、柔軟で機動的な計画の推進を図ります。

総合計画の策定にあわせ行政経営計画書の様式や内容も見直しを行

います。

### 3 基本計画の策定について

第6次総合計画においては、主に、まちづくりの理念となる基本構想を示し、基本計画は実質的には策定を行っていません。

これは、当時の地方自治法における総合計画の位置づけを勘案しながらも、行政の普遍性、「大きな屋根」を表現しようとしたことによるものです。

しかし行政を家に例えるならば、柱となるべき「基本構想」として、法令等で作成を義務付けられた「個別計画」を想定しましたが、行政の全ての分野に存在していないことや、施策評価の際の比較対象となる基準が乏しいこと、さらには担当者によって作成水準に大きな格差が生まれることとなりました。

さらに、第6次総合計画を策定する時に基本計画を策定しなかったため、計画体系も見えにくくなってしまったことから、第7次総合計画においては、計画体系を検討し、それに沿った施策の検証や課題の洗い出しなどを実施した上で、ある程度の数値目標を明示した、基本計画を策定したいと考えています。

### 4 策定体制

平成26年7月に総合計画プロジェクトを立ち上げ、担当課である政策推進課及び策定支援をいただいている地域問題研究所の研究者とともに、一人でも多くの職員にこの総合計画の策定に関わっていただきたいという強い思いから、これまで職員向けアンケートや第7次総合計画策定に向けた職員研修などを実施してきましたが、現在、総合計画策定に向けての実作業が始まっています。

各課の課長及びグループリーダー等で課内の施策状況に精通している職員数名で部ごと程度に4つの策定部会を作り、作成していただいた評価シートやそれに基づく施策体系の検討・整理を実施していただき、さらにそれぞれの部会にプロジェクトメンバーを配置することで、部会内の調整や部会ごとの連携を図りつつ計画全体の策定を進めています。

#### ○策定部会

- ・総務・地域協働部会
- ・健康福祉部会
- ・産業建設部会
- ・生涯教育部会

## 5 スケジュール

第7次大口町総合計画については、平成27年12月議会への議案上程を目標とし、策定作業に取り掛かっています。

現在、基本計画策定のための施策の検証や課題を洗い出し、その後の基本計画・基本構想の策定を進めています。

また、行政経営審議会を設置し、まずは、総合計画策定のための意見交換や勉強会を実施します。

時間的には非常に短期間ではありますが、より多くの町民、職員が策定に関わることで、これまでの施策を見つめ直し、向こう10年、20年、そして50年と、課題に気づく意識を持つ契機とすることが大切であろうと考えています。